

(疑義・不服の申立て)

第9条 投稿者は掲載不可の決定に疑義・不服がある場合、理事会に申し立てることができる。理事会は、速やかに対応し、申立者に回答する。

(雑則)

第10条 投稿細則は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。